

安全報告書

(令和3年度)

本安全報告書は航空法第 111 条の 6 に基づき、国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報を記載したものです。



岡山航空株式会社

業務内容

当社は^{※1}航空運送事業および^{※2}航空機使用事業会社であり、主として航空写真撮影、宣伝飛行、操縦訓練各種調査飛行、遊覧飛行、受託運航、航空機整備等を行っております。

^{※1}航空運送事業とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいいます。

^{※2}航空機使用事業とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客・貨物運送以外の行為の請負を行う事業をいいます。

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全宣言 「安全管理規程を定めるにあたっての安全方針」

安全は航空輸送業にとって企業存立の基盤です。

当社は関連法令等の定め並びに[※]IS-BAO に基づき、この「安全管理規程」(SMS マニュアル)を定める事としました。これにより、改めて安全確保の重要性を認識し、たゆまぬ取り組みを行うことを、社員全員で決意します。

[※] IS-BAO とは、International Standards for Business Aircraft Operations の略でビジネスジェット機を運用する国際基準をいいます。

会社は、以下により安全の向上を目指します。

- 管理可能な事故をゼロにすることを目標とします。
- 不安全の芽は先取りで摘んでしまう先行的な取り組みを目指します。
- 経営者、管理者、従事者が安全に関する価値観を共有し、その向上に向けて全員が互いの領分を超えて前向きに取り組むカルチャーの醸成に努めます。
- 参加するもの全員が、進んで不安全な状況について報告することが強く望まれます。それには、懲罰的目的ではなく、問題解決の目的で、最優先でオープンに処置していくことを約束します。
- こうした安全管理活動を全面的にバックアップすると共に、必要なリソースの提供を約束します。

社員各位が規程を遵守し、基本に忠実に、常に健全な問題意識を持って事に当たり、日々の仕事で多少とも疑問に感じた場合は、基本に立ち返り、再度確認を行うことを徹底する等、それぞれの持ち場で最善の努力をすることにより、将来にわたり安全運航の継続を目指します。安全こそが最優先される企業風土の定着した会社を目指します。

<重点取り組み措置>

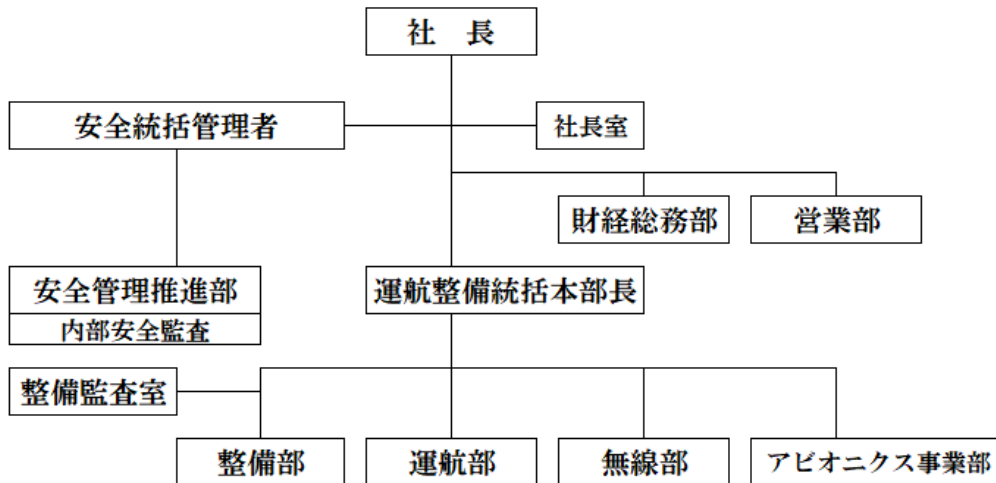
- ① 各員で、安全に対する問題意識を持つと共に、全社員相互の意思疎通を図り、共有の意識をもって業務にあたる
- ② 法令を遵守し、安全運航および社会モラルを守る
- ③ 不安全要素を把握し、その排除および予防対策の確立
- ④ チームワークの重要性を認識し人を育てる
- ⑤ 企業活動を通じ、社会へ貢献する

岡山航空株式会社
代表取締役社長
寺岡 伸二

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

組織および人員

会社全体および安全確保に関する組織



安全確保に関する組織の機能と役割

安全管理規程に基づき、安全統括管理者が会社内の取り組みを統括的に管理し、安全運航を推進します。

【安全管理推進部】

- 安全統括管理者及び運航整備統括管理者の業務を補佐し、会社の安全を推進します。
- また、会社の航空事故を防止し、安全体制を向上させ、運航の安全をより一層図るための機関として、安全統括管理者を委員長とした、安全推進委員会を設置しています。
- 安全推進委員会を毎月開催し、この中で安全に係る重要事項の報告、評価、検討を行い、必要な情報の社内展開を図ります。

【運航部長・整備部長】

- 運航部・整備部の統括責任者として、部内の SMS を主体的に牽引する役割を担います。

【安全担当者】

- 安全統括管理者が任命し、当該組織における安全活動の中核として機能し、安全推進活動を補佐します。

【一般社員】

- 法令や会社規程を遵守し、担当する業務を確実に実施します。また、業務に関わる報告、ヒヤリハット報告、改善の提案の実施を行います。

航空機乗組員および有資格整備士数 令和4年4月1日現在

航空機乗組員	有資格整備士(確認整備士)
11名	22名(うち10名)

運航管理担当者数および整備管理担当者数 令和4年4月1日現在

運航管理担当者	整備管理担当者
13名	9名

日常運航の支援体制

航空機乗組員、整備従事者並びに運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」(空航第58号)、「整備規程審査要領」(空航第73号)及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(空機航第68号及び空機航第69号)」に基づいて作成した当社の「運航規程」および「整備規程」に定めています。

※上記の通達につきましては、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

日常運航における問題点の把握とその共有および現場へのフィードバック体制

運航管理担当者は、運航状況を常に把握し気象情報、飛行区域に関する航空交通情報等必要な援助を行います。飛行後に機長から運航状況の連絡を受け、その内容を分析し必要な措置を講じます。

- 「機長報告」「不安全事象報告書」「ヒヤリはっと/改善提案」等を通じ、運航状況の把握に努め、これを分析して情報の共有を図ります。
- 整備部門においては、整備課が問題点を把握し小異常等の技術通報として情報の共有を図っています。

安全に関する社内活動

- 管理職および安全担当者が参加する安全推進委員会を、月1回開催し、安全管理活動のさらなる質的向上に努めています。
- 社内で安全教育を入社時に行い、定期的に安全定期教育を行い、安全意識の向上に努めています。
- 岡南飛行場管理事務所が計画する各種訓練に参加し、緊急事態発生時対応の維持・向上に努めています。
- 安全管理態勢の強化、安全情報の共有等を図るため、各種安全セミナー等への参加を奨励しております。

使用航空機に関する情報

令和4年4月1日現在

実施する事業	機種	機数	座席数	前年度年間飛行時間	導入時期	機齢
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 172型	3	4	1152時間	平成20年 平成29年 平成30年	20年 19年 15年
	セスナ式 206型	1	6	116時間	平成29年	22年

航空機使用事業	テキストロン アビエーション式 58 型	2	6	992 時間	平成 30 年 令和元年	4 年 2 年
航空運送事業 航空機使用事業	セスナ式 525 型	1	8	40 時間	令和 2 年	7 年
	テキストロン アビエーション式 525 型	1	8	37 時間	令和 2 年	3 年

3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

法第 111 の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」
(事故、重大インシデントおよびその他の安全上のトラブル)の発生状況

【航空事故】

航空機の墜落、衝突、または火災、航空機による人の死傷(ICAO Annex 13)または物件の損壊、航行中の航空機が損傷(航空法に定める大修理に該当)を受けた事態、航空機内にある者の死亡または行方不明、他の航空機との接触、その他国土交通省令で定める航空機に関する事故をいいます。

【重大インシデント】

航行中他の航空機との衝突または接触の恐れがあったと認めるとき、その他法第 76 条第 1 項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めた事態をいいます。

* 国土交通省令で定める事態

具体的には、閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止、着陸又はその試み、滑走路からの逸脱、機内における火災又は煙の発生、航空機内の気圧の異常な低下、気流の擾乱その他の異常な気象状態との遭遇などがあります。

【安全上のトラブル】

安全上の支障を及ぼす事態の報告(義務報告)

① 航空事故・重大インシデント

航空事故はありませんでした。前年度となりますが、岡南飛行場着陸後の地上滑走で滑走路から逸脱した事象が発生し重大インシデントとなりました。

② 安全上のトラブル

訓練生による機体後方下部が滑走路と接触し損傷した事象が発生しました。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置および講じようとした措置に関する事項

国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分または行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置、または講じようとする措置

- 行政処分事項等はありませんでした。

輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況

令和3年度の安全指標・目標値に関して、目標は達成できました。主な取り組み実施状況は次の通りです。

- 事故・重大インシデントの発生件数(0件)
目標は達成しました。安全推進委員会を定期的に開催することにより、会社の運営方針・安全推進についての情報共有、実行した施策の確認と徹底を図っています。
- ヒューマンエラーに起因する義務報告件数(0件)
航空運送事業としての義務報告の対象となる事象はありませんでしたが、航空機使用事業として受託訓練の中で、着陸の際に、機体の一部を滑走路に接触させ損傷する事象が発生、再発防止を図っています。
- ヒヤリはっと情報の収集数ヒヤリはっと報告件数(40件)
ヒヤリはっと報告の重要性を浸透し、目標達成できました。更に啓蒙活動を続け定着するために、社員へのフィードバックを進め、未然防止に繋げています。

令和4年度も引き続き次の安全目標に従い、安全運航に取り組んで参ります。

安全指標・目標値

- 事故・重大インシデントの発生件数(0件)
来年度においても、航空機事故の発生ゼロ、重大インシデントの発生についてもゼロを不変の目標として、この目標達成を目指すこととします。
- ヒューマンエラーに起因する義務報告件数(0件)
安全運航を確保する観点から、積極的に取り組むこととします。
- ヒヤリはっと報告件数(40件)
ヒヤリはっと報告については、更なる報告促進、定着の為、積極的に取り組んでまいります。

アルコール飲酒事案防止への取り組み

- 運航、運航管理、整備従事する者については入社時のアルコール検査を実施しています。
- 社内でアルコール基礎教育を入社時に行い、定期的にアルコール教育を行い全社員で飲酒事案発生防止を意識することで安全の確保に努めています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組み

- 具体的な行動基準を全社員に徹底すると共に、社外の関係者の皆様には感染症拡大防止に向けた取り組みについて御協力をいただく等の施策を講じています。一人一人が責任感を強く持ち、感染防止対策に努め、日々の小さな行動を積み重ねていくことで当社は安全を確保して参ります。

以上

2021 年度安全報告書
岡山航空株式会社 安全管理推進部